

日本移植学会会員各位

「倫理指針の遵守について」

日本移植学会はわが国における移植医療の適正な発展に責任を持つ。すべての会員は、医学的に適正であり、かつ本学会倫理指針を遵守した臓器移植を行う義務を有する。この原則は自施設で移植を実施する場合のみならず、他の医療機関で実施される移植に関与する場合にも適用される。

したがって、すべての学会員は、生体臓器移植を行うに際してドナーとレシピエントの関係、ならびに提供者の提供意思の自発性について、本人の自己申告のみでなく、より確実な方法で確認しなければならない。また両者の間に金銭授受などのいかなる利益供与もないことを可能な限り確認しなければならない。提供者の自発意思が不確かなとき並びに金銭授受などの疑義がある場合には、移植を行ってはならない。

わが国における移植医療は、本学会ならびに関連諸学会の連携と協力のもとに、徐々にではあるが着実かつ適正に発展してきた。本学会倫理指針は、その40年にわたる実績を踏まえ、「角膜と腎臓の移植に関する法律」、「臓器の移植に関する法律」および関連諸規則、さらには現今の社会的状況を踏まえて作成されたものであり、移植医療の発展は社会の理解と信頼を得ることなくしてありえないことから、すべての臓器移植に関与する医療従事者が本倫理指針を遵守することが不可欠である。

今回の宇和島徳洲会病院に端を発した一連の件はきわめて遺憾であり、二度とあってはならないことである。日本移植学会としても今回の事態を防ぎ得なかったこと責任を痛感し、移植医療に関与するすべての医療従事者に本会倫理指針を遵守するよう強く要請する。

平成18年11月13日

日本移植学会理事会